

埼玉労働局発表
令和6年5月31日(金)

報道関係者 各位

【照会先】

埼玉労働局労働基準部健康安全課
課長 川又 裕子
労働衛生専門官 堀川 道歳
(電話番号) 048-600-6206

熱中症対策の徹底要請

～関係事業者団体に対し熱中症対策の徹底を要請～

埼玉労働局（局長 片淵仁文）においては昨年度、労働災害防止団体及び建設業、陸上貨物運送業、警備業の関係事業者団体に熱中症対策の徹底を要請したところ、関係事業場の皆様のご努力により、令和5年の熱中症による労働災害は、休業4日以上死傷災害50人（前年比-6人）、うち死亡災害0人（同-4人）となり、死傷災害、死亡災害とも前年比で減少しました（確定値）。

一方で、令和5年に全国で発生した熱中症による労働災害は、休業4日以上死傷災害1,045人、うち死亡災害28人となっており、死傷災害は前年比で大きく増加し、過去10年間で2番目に多くなる見込みです（令和6年1月現在の速報値）。

こうした状況を踏まえ、埼玉労働局は昨年度に引き続き、製造業、建設業、造園業、陸上貨物運送事業及び警備業の関係事業者団体に対し、熱中症による労働災害の未然防止を図るため、**特に熱中症の発生リスクが高くなる少し前の時期を捉え、下記のとおり熱中症予防対策の徹底を要請**します。

1 要請日時・場所

日時：令和6年5月31日（金）11：30～12：00

場所：埼玉労働局14階大会議室（さいたま市中央区新都心11-2）

2 参集者

一般社団法人埼玉労働基準協会連合会

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

一般社団法人埼玉県建設業協会

埼玉住宅工事安全協議会

一般社団法人埼玉県造園業協会

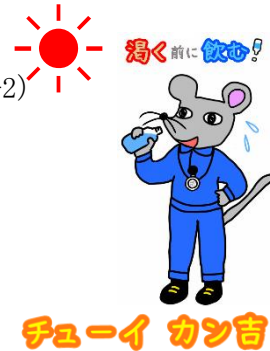
陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部

一般社団法人埼玉県トラック協会

一般社団法人埼玉県警備業協会

3 事業者呼び掛ける熱中症予防対策の内容

- ① 暑さ指数（WBGT値）の把握と把握した暑さ指数（WBGT値）に応じた作業計画の変更に関する事
- ② 水分・塩分の定期的な摂取、こまめな休憩と管理の状況確認に関する事
- ③ 作業員の健康状態の確認、異常時の措置に関する事
- ④ 作業員に対する教育に関する事

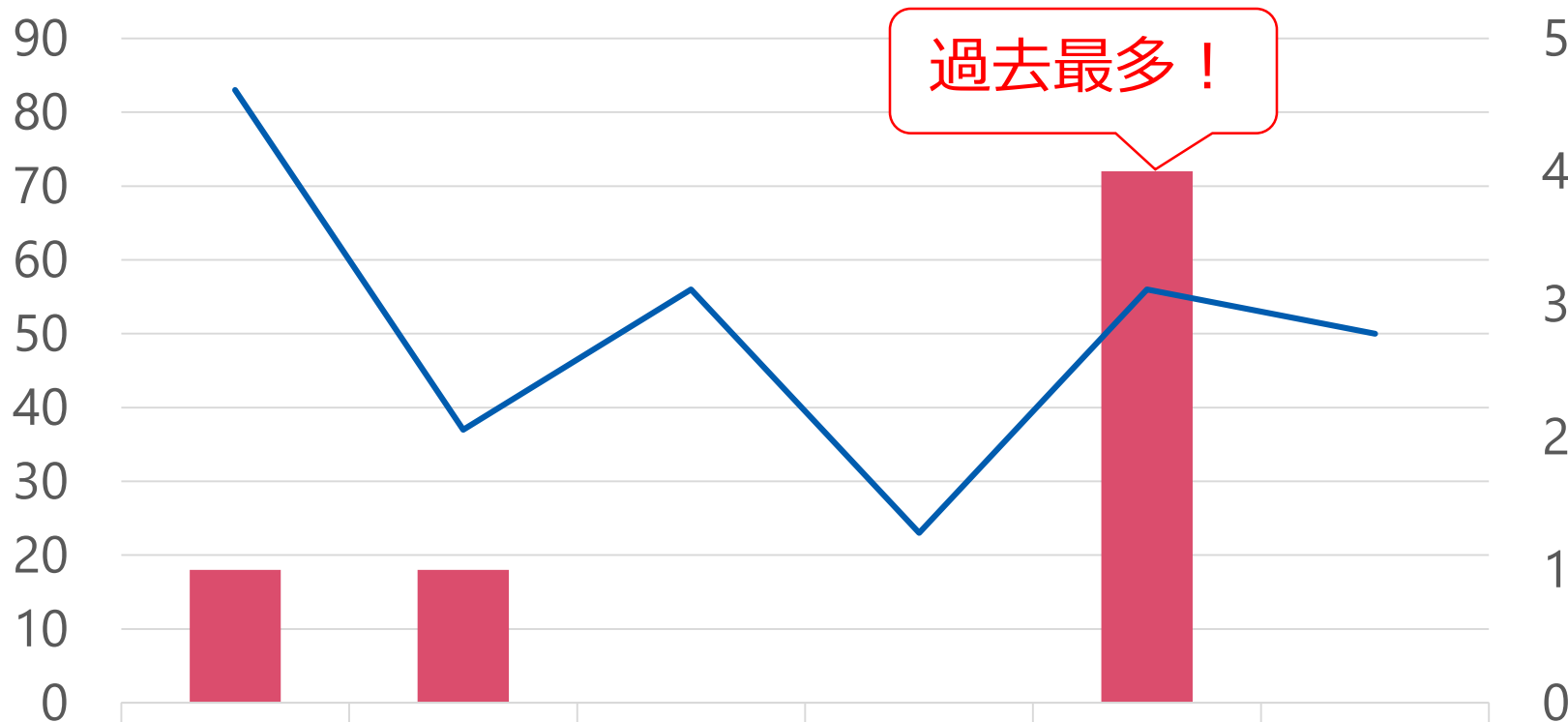


【資料】

別紙 埼玉県内の職場における熱中症による労働災害発生状況
別添 要請文

埼玉県内の職場における熱中症による労働災害発生状況

年別の熱中症による労働災害発生状況



平成30年

令和元年

令和2年

令和3年

令和4年

令和5年

■ 死亡

1

1

0

0

4

0

— 休業4日以上

83

37

56

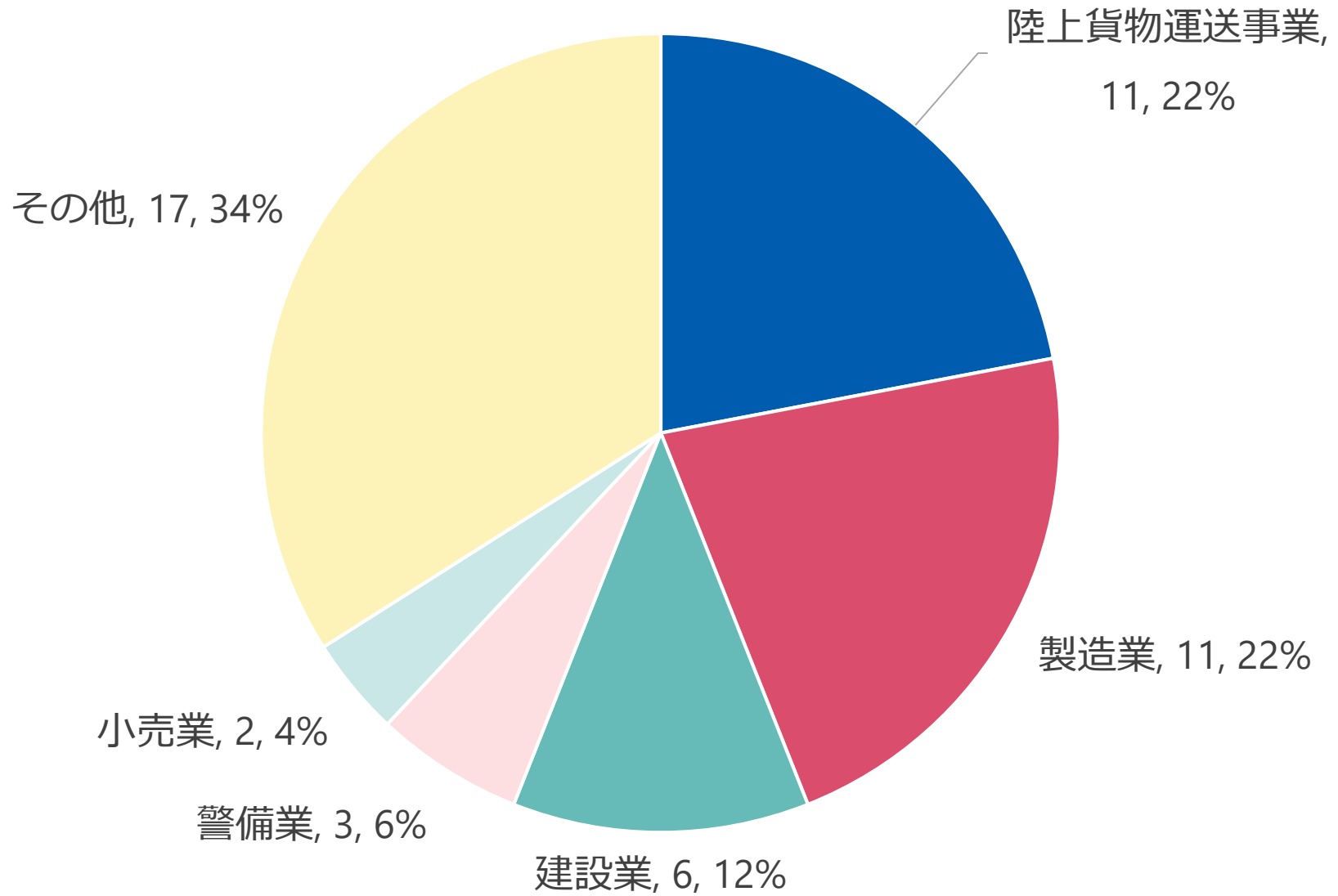
23

56

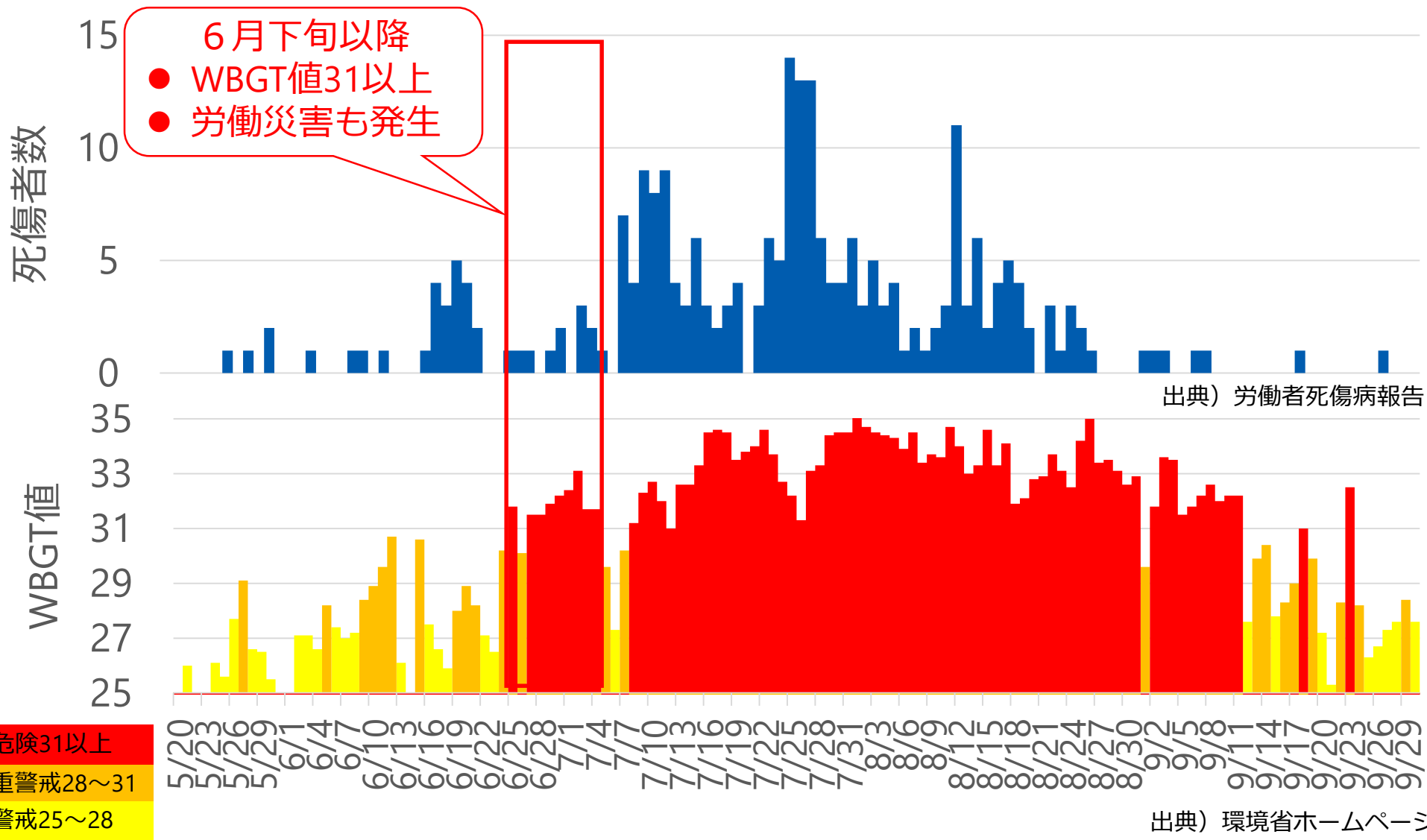
50

出典) 死亡災害報告、労働者死傷病報告

令和4年の熱中症による労働災害発生状況（業種別）



熱中症による労働災害発生状況（H30-R4の日別集計）と WBGT値（さいたま市の過去5年間の昼間の日の最高暑さ指数）



※「日常生活における熱中症予防指針（日本気象学会）」の基準

令和6年5月31日

別記の長 殿

職場における熱中症予防対策の徹底に関する要請書

日頃より、労働基準行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、今年の夏は記録的な猛暑でありましたが、貴団体の関係事業者の皆様をはじめ、県内の各事業場の取り組みにより、埼玉労働局管内の熱中症による労働災害は、休業4日以上死傷災害50人（前年比-6人）、うち死亡災害0人（同-4人）となり、死傷災害、死亡災害とも前年比で減少しました。

埼玉県内の過去5年間の最高暑さ指数（WBGT値）をみると、6月下旬頃より、「日常生活における熱中症予防指針」において危険とされる31以上となっており、労働災害もこの時期以降から多く発生しています。熱中症は命にかかわる災害ですが、適切な予防対策により防ぐことができます。

つきましては、こうした現下の状況と、熱中症の特徴を御理解いただきつつ、下記の熱中症の予防対策を暑さが本格化する前に徹底していただき、昨年引き続き、関係者への周知、指導をお願い申し上げ、さらなる熱中症による労働災害の減少に努めていただくよう要請します。

記

- 1 作業場所の暑さ指数（WBGT値）を測定し、測定した暑さ指数に応じて、休憩サイクルの変更、気温が上昇する時間の作業を避ける、作業負荷の低い作業に変更する、作業を中断する、作業計画の変更などによる暑さ指数の低減を検討してください。
- 2 水分・塩分の摂取を定期的に行い、作業場所のなるべく近い場所に涼しい休憩場所を設け、こまめに休憩をとり、管理者が頻繁にその状況を確認するようにしてください。
- 3 管理者はもちろん、作業員同士が頻繁に声をかけあい、お互いの健康状態を確認し、異変があれば、必ず作業を中断させ休憩し、体調不良者を一人きりにせず誰かが様子を確認し、体温を下げるための措置等を行うとともに、病院への搬送、救急隊の要請を行ってください。
- 4 雇入れ時、新規入場時、日々の朝礼等の際に、作業員に対し、熱中症の症状、予防方法、救急処置の方法等に関する教育を行ってください。
厚生労働省ホームページに掲載する「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」等も活用ください。

埼玉労働局長
片 淵 仁 文

別記

一般社団法人埼玉労働基準協会連合会 会長 渡辺 伸治 殿
建設業労働災害防止協会埼玉県支部 支部長 島村 健 殿
一般社団法人埼玉県建設業協会 会長 小川 貢三郎 殿
埼玉住宅工事安全協議会 会長 林 秀宣 殿
一般社団法人埼玉県造園業協会 会長 渡邊 進 殿
陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部 支部長 瀬山 豪 殿
一般社団法人埼玉県トラック協会 会長 瀬山 豪 殿
一般社団法人埼玉県警備業協会 会長 炭谷 勝 殿